

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、
中木庭ダム操作規程を次のように定める。

平成二十四年八月二十一日

佐賀県知事 古川 康

中木庭ダム操作規程

目次

- 第一章 総則（第一条 第二条）
 - 第二章 貯水池の水位（第三条 第六条）
 - 第三章 貯水池の用途別利用（第七条 第九条）
 - 第四章 洪水調節等（第十条 第十四条）
 - 第五章 貯留された流水の放流（第十五条 第二十条）
 - 第六章 点検、整備等（第二十一条 第二十三条）
 - 第七章 雑則（第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規程は、中木庭ダム（以下「ダム」という。）の操作に關し必要な事項を定めるものとする。

（ダムの用途）

第二条 ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持並びに水道用水の供給をその用途とする。

第二章 貯水池の水位

(洪水)

第三条 洪水は、流水の貯水池への流入量が、毎秒五〇立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位の測定)

第四条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第五条 貯水池の常時満水位は、標高二二二・五メートルとする。

(サーチャージ水位)

第六条 貯水池のサーチャージ水位は、標高二三六・五メートルとする。

第三章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第七条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節(以下「洪水調節等」という。)は、標高二二二・五メートルから標高二三六・五メートルまでの容量三、五〇〇、〇〇〇立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第八条 流水の正常な機能の維持は、標高二〇〇・〇メートルから標高二二二・五メートルまでの容量二、八〇〇、〇〇〇立方メートルのうち最大一、五〇〇、〇〇〇立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第九条 水道用水の供給は、標高二〇〇・〇メートルから標高二二二・五メートルまでの容量二、八〇〇、〇〇〇立方メートルのうち最大一、三〇〇、〇〇〇立方メートルを利用して行うものとする。

第四章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第十条 ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想される場合は、別に定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第十一条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 県土づくり本部河川砂防課その他の別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節のために必要な措置

（洪水調節等）

第十二条 洪水調節等は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第十三条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第十四条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第五章 貯留された流水の放流

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

第十五条 ダムによって貯留された流水は、この規程に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

一 第二十一条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うために特に必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、別に定める特にやむを得ない理由がある場合

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量は、毎秒三・九立方メートル

を限度とする。

(放流の原則)

第十六条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めなければならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第十七条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表に示す各地点における水量を確保することができるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第十八条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、厳橋地点において最大毎秒〇・一七四立方メートルの水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第十九条 所長は、別に定めるところによりダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があるときは、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第二十条 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、別に定めるところによる。

第六章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第二十一条 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の計測、点検及び整備を行うため、別に定めるところにより、

その基準を定めなければならない。

(観測)

第二十二条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第二十三条 所長は、ゲート等を操作し、第二十一条第一項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第一項の規定による観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかなければならない。

第七章 雑則

(補則)

第二十四条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第17条関係）

地点	期間	流量(m ³ /s)
ダム地点	6月11日～6月30日	0.344
	7月1日～10月10日	0.288
	10月11日～6月10日	0.204
巖橋地点	6月11日～6月30日	0.440
	7月1日～10月10日	0.380
	10月11日～6月10日	0.194
片山橋地点	6月11日～6月30日	1.015
	7月1日～10月10日	0.631
	10月11日～6月10日	0.198